

大阪府条例第八十七号

大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条（略） 一 四（略） 五 法第八条第一項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付に関する事務 六（略） 七十三（略）</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条（略） 一 四（略） 五 法第八条第一項（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付に関する事務 六（略） 七 法第十条第一項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理に関する事務 八十四（略）</p>

第二条 大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一 十三（略）</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法及び令に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）であつて、堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、羽曳野市、摂津市、東大阪市及び大阪狭山市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。 一 十三（略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の規定に基づく第一条の規定の施行の日前にさ

れた旅券に関する申請又は当該申請に係る処分については、同条の規定による改正後の大阪府旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。